

● 平成22年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成21年中の総所得金額などの合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

●均等割額軽減判定の総所得金額は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額になります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

③被用者保険※の被扶養者であった方

被用者保険※の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

※被用者保険 … 協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称。(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

● 保険料のお支払いが難しいとき

住民課保険年金担当では、保険料に関する相談を受け付けています。失業や災害などでお支払いが困難な場合はお早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

● 保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。

口座振替によるお支払いを希望される方は住民課保険年金担当にお問い合わせください。

第22回 参議院議員通常選挙

投票日 7月11日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

投票は、私たち町民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、最大かつ基本的な機会です。候補者の政見など、よく見、よく聞き、よく考えて、私たちの代表を選びましょう。大切な権利をむだにしないよう、みんなそろって投票に出かけましょう。

投票所

第1投票区……笠松中央公民館集会室
第2投票区……松枝公民館
第3投票区……下羽葉会館

開票の日時場所

日時……7月11日(日)午後9時
場所……笠松中央公民館大ホール

投票できる方

平成2年7月12日までに生まれた方で、平成22年3月23日までに住民登録をした方

期日前投票

期日……7月10日(土)まで
時間……午前8時30分～午後8時
場所……笠松町役場住民課ロビー



明るい選挙推進のイメージキャラクター
「選挙のめいすい(明推)くん」

※入場券が届かない場合など、町選挙管理委員会(役場総務課)までお問い合わせください。